

協議第 38 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

議会議員の定数及び任期の取扱いについて
<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 18 年 5 月 31 日まで新市の議会議員として引き続き在任する。</p> <p>地方自治法第 91 条第 2 項の規定による新市の議会議員の定数は、34 人とする。</p> <p>新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。</p> <p>西条市の区域 17 人、東予市の区域 10 人、丹原町の区域 4 人、小松町の区域 3 人</p>

付属資料（その 4）P. 1～5 参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	細項目	議会事務局部会	分科会名	議会事務局分科会
事務事業名		専門部会名			
調整方針	<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。</p> <p>地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会議員の定数は、34人とする。</p> <p>新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。</p> <p>西条市の区域17人、東予市の区域10人、丹原町の区域4人、小松町の区域3人</p>				

1. 議会議員の定数及び任期等

(1) 議員定数

区分		西条市	東予市	丹原町	小松町	計	新市
定数 (平成15年4月1日現在)	法定定数	30人以内	26人以内	22人以内	18人以内	96人以内	34人以内
	条例定数	26人	20人	16人	16人	78人	
	現員数	26人	22人	16人	16人	80人	
議員の任期		自：平成15年5月2日 至：平成19年5月1日	自：平成16年1月1日 至：平成19年12月31日	自：平成13年9月1日 至：平成17年8月31日	自：平成15年8月25日 至：平成19年8月24日		
合併の期日(平成16年11月1日)までの在任期間		1年6ヶ月	10ヶ月	3年2ヶ月	1年2ヶ月		
1年7ヶ月在任特例した場合の在任期間		3年1ヶ月	2年5ヶ月	4年9ヶ月	2年9ヶ月		

東予市の条例定数は、平成16年1月1日から適用される。

2. 調整方針に基づく議会議員の定数及び任期の取扱い

区分	議員数	合併期日(平成16年11月1日)から平成18年5月31日まで	平成18年6月1日から平成22年5月31日まで
西条市	26人	78人 全議員在任(1年7ヶ月)	定数34人とし、小選挙区制で選挙(任期4年) 西条市の区域 17人 東予市の区域 10人 丹原町の区域 4人 小松町の区域 3人 計 34人
東予市	20人		
丹原町	16人		
小松町	16人		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	議会議員の定数及び任期の取扱いについて		細項目			
事務事業名			専門部会名	議会事務局部会	分科会名 議会事務局分科会	
調整方針						
3. 新市の議会議員の定数及び任期の選択肢						
区分	選挙	定数	任期	根拠法令	備考	
原則	地方自治法第91条の規定による方法	合併の日から50日以内条例で定めた定数に基づき選挙を行う。	定数は、条例で34人を超えない範囲で定める。	4年 (補欠選挙あり)	公職選挙法 第15条 第33条 地方自治法 第91条 第93条 第254条	定数は、あらかじめ関係市町の協議により、関係市町議会の議決を要す。(合併議決の際、議決) 選挙区の設置及び定数は、関係市町の協議により定める。(合併議決の際、議決) 条例は、合併後職務執行者により専決処分される。
	選挙区を設ける方法	合併関係市町の協議により、選挙区を設け、合併の日から50日以内に選挙を行う。	選挙区の定数は、上記定数を人口(国調人口)に比例して算定し、条例で定める。	4年 (補欠選挙あり)		
定数特例	合併特例法第6条第1項(定数特例)の規定による方法	合併の日から50日以内条例で定めた定数に基づき選挙を行う。	合併関係市町の協議により定数(34人以内)の2倍を超えない範囲で定数を増加することができる。合併後最初の選挙に限る。	4年 (補欠選挙あり)	公職選挙法 第15条 第33条 地方自治法 第91条 第93条 第254条 合併特例法 第6条	定数は、あらかじめ関係市町の協議により、関係市町議会の議決を要す。(合併議決の際、議決) 選挙区の設置及び定数は、関係市町の協議により定める。(合併議決の際、議決) 条例は、合併後職務執行者により専決処分される。 解散等で議員がすべていなくなったときは、法定数に復帰する。(34人以内)
	上記の特例を適用し、選挙区を設ける方法	合併関係市町の協議により、選挙区を設け、合併の日から50日以内に選挙を行う。	選挙区の定数は、上記の定数を人口(国調人口)に比例して算定し、条例で定める。次の一般選挙時の定数は、法定数(34人以内)を人口に比例して算定し、条例で定める。	4年 (補欠選挙あり)		
在任特例	合併特例法第7条第1項(在任特例)の規定による方法	選挙は行わない。 引き続き全員が在任する。	引き続き在任する議員の数をもって議員の定数とする。	合併後2年を超えない範囲で協議して定める 期間(補欠選挙なし)	公職選挙法 第15条 地方自治法 第91条 第254条 合併特例法 第7条	定数は、あらかじめ関係市町の協議により、関係市町議会の議決を要す。(合併議決の際、議決) 選挙区の設置について ・合併前に設置を決める場合は、選挙区及び定数について関係市町の協議により定める。(合併議決の際、議決)条例は、合併後職務執行者により専決処分される。 ・合併後に設置を決める場合は、特例期間中に選挙区の設置及び定数について条例で定める。 解散等で議員がすべていなくなったときは、法定数の規定による定数まで減少する。(34人以内)
	上記の特例を適用し、選挙区を設ける方法	選挙区を設ける条例を制定し、在任特例期間経過後の一般選挙から選挙区による選挙を行う。	選挙区の定数は、法定数(34人以内)を人口(国調人口)に比例して算定し、条例で定める。	4年		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	細項目			
事務事業名		専門部会名	議会事務局部会	分科会名	議会事務局分科会
調整方針					

4. 議員の報酬等

区 分	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町
議 長	461,000円	436,000円	297,000円	272,000円
副 議 長	397,000円	363,000円	240,000円	218,000円
委 員 長	370,000円	331,000円	216,000円	198,000円
議 員	370,000円	326,000円	216,000円	198,000円

参考

他の県内各市等の状況

平成15年4月1日 単位：円

団 体 名	議 長	副 議 長	議 員
川之江市	454,000	374,000	341,000
伊予三島市	454,000	374,000	341,000
新居浜市	592,000	537,000	498,000
今治市	588,000	532,000	495,000
北条市	429,000	350,000	321,000
松山市	732,000	654,000	623,000
伊予市	434,000	352,000	321,000
大洲市	471,000	383,000	351,000
八幡浜市	446,000	362,000	331,000
宇和島市	460,000	393,000	373,000
全国の類似団体(平均)	520,000	464,700	434,500

(注) 1 「全国の類似団体(平均)」欄は平成14年4月1日現在、その他は平成15年4月1日現在の金額である。

2 「全国の類似団体」は、合併後における新市の類似団体である。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

新設（対等）合併する場合、合併関係市町村の議会議員はすべてその身分を失い、新市において法令等の定めるところにより新たに選挙する必要がある。

しかしながら、議会議員には、合併の際、合併特例法により定数、任期について特例措置が定められている。この特例は、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の定数の総和に比べ大幅に減少するケースが多いことから、激変緩和のため設けられているもので、市町村の合併に対する障害をなくしその推進を図ると共に、合併市町村の運営を円滑にしようとするものである。

この特例の適用の有無やその内容について、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第91条 [市町村議会の議員の定数]

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一	人口2千未満の町村	12人
二	人口2千以上5千未満の町村	14人
三	人口5千以上1万未満の町村	18人
四	人口1万以上2万未満の町村	22人
五	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
六	人口5万以上10万未満の市	30人
七	人口10万以上20万未満の市	34人
八	人口20万以上30万未満の市	38人
九	人口30万以上50万未満の市	46人
十	人口50万以上90万未満の市	56人
十一	人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあつては、96人）

第93条 [任期]

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

第254条 [人口の定義]

この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第15条 [地方公共団体の議会の議員の選挙区]

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

7 略

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

第33条 [一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙]

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項《市町村の設置の告示》の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第6条 [議会の議員の定数に関する特例]

新たに設置された合併関係市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2～7 略

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

第7条 [議会の議員の在任に関する特例]

市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有

することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、合併の際に当該市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数にいたるまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする前第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に該当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 略

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕 在任特例1年11ヶ月

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第60号)第7条第1項の規定を適用し、合併後1年11ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任する。

議会議員の定数は、30人とする。

〔南宇和合併協議会〕 在任特例7ヶ月

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。報酬等については、5町村の長が協議して合併までに調整する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕 在任特例7ヶ月

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成

17年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

〔かみうけな合併協議会〕 在任特例1年9ヶ月

議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

選挙区については、新町において在任特例制度適用期間中に検討する。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕 在任特例7ヶ月

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

合併後、最初の一般選挙における定数は18名とし、選挙区については、全町一区とするものとする。

報酬の額については、同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕 定数特例31人(法定数26人+各団体1名ずつ)

新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、31人とする。

新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

明浜町の区域	4人
宇和町の区域	10人
野村町の区域	7人
城川町の区域	4人
三瓶町の区域	6人

報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

〔今治市及び越智郡11か町村合併協議会〕 特例適用なし

市町村議会議員の任期及び定数に関し、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用しない。

議会議員については、地方自治法第91条第2項第7号の規定を適用し、定数を34人とする。

選挙区については、全市域で1選挙区とする。